

### 【給与改定に関する通知の簡単な解説】

総務省は 5 月 2 日付けで通知「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」を発出した。会計年度任用職員の給与改定について、遡及改定も含めて常勤職員に準じた対応とするよう求める内容になっている。

昨年の会計年度任用職員の賃金改定では「常勤職員と同様に4月に遡及して賃金引き上げすべき」と取り組んだが、多くの自治体は2024年月実施に押し込められていた。

通知は国会での大臣答弁や国の非常勤職員の賃金改定実績、給実甲第 1064 号（一般職の職員の給与に関する法律第 22 条第 2 項の非常勤職員に対す（と）について）の一部が改正された（3月22日付け人事院の「給実甲第 1064 号の一部改正について（通知）こと等を踏まえたもの。あわせて、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」Ⅲ（Q&A）を改定（追加）した。

旧マニュアルでは「非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本と考えているが、各団体の実情に応じて適切に判断いただきたい。」となっていた「問13-8」を分けて、新規に「問13-9①常勤職員の給料表に改定があった場合、非常勤職員の給与改定についてはどのような取扱いをすればよいか。」と設問も独立させて「常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについては、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、給与改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を基本としていただきたい。なお、給与改定の実施時期を常勤職員に準じることとする会計年度任用職員の範囲については、国の取扱いを参考にしつつ、各地方公共団体の実情を踏まえ、適切に設定していただきたい。」とした。

さらに、新規に「問13-9②」で年度途中での給与改定と勤務条件通知の取り扱い、「問13-9③」で増額・減額改定と退職者への取り扱いの項目をも設けた。

これらから、賃金改定時期に関しては常勤職員に準じることがより明確になったといえる。